尾鷲市農業委員会　令和７年１１月定例会　議事録

１．開催日時：令和７年１１月５日（水）午前１０時００分から午前１０時４０分
２．開催場所：尾鷲市立中央公民館１階小会議室（円卓）
３．出席委員（６名）

委員	１番　庄司　和稔
	２番　北村　都志雄
	５番　黒　次美
	６番　三鬼　早織
	７番　日下　浩辰
	８番　塩津　史子
農地利用最適化推進委員	相賀　康史

４．欠席委員　　会長　３番　髙村　敦夫
　　４番　野田　泰史
　農地利用最適化推進委員　　濵野　薫久

５．議事日程
　１．農地法第５条の規定による許可について
　２．農地法第３条の規定による許可について
　３．非農地証明願いについて
　４．農地中間管理事業による賃借権の設定について
　５．その他

６．農業委員会事務局職員

事務局長	芝山　有朋
事務局次長	野田　憲市
事務局書記	川村　星太

７．会議の概要

議長	定刻となりましたので１１月の農業委員会を始めますのでよろしくお願いします。 本日の署名委員さんを指名させていただきます。〇〇番の〇〇さん、〇〇番の〇〇さんにお願いします。欠席は〇〇さん、〇〇番の〇〇さん、〇〇番の〇〇さん、よろしくお願いします。 それでは、議案第一号の審議に入ります。 議案第一号農地法第５条の規定による許可について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料１ページをご覧ください。所在は尾鷲市〇〇町〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、地目は〇〇、面積は〇〇平米です。譲り受け人は〇〇（海外）在住の〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請理由は、所有権の移転により農地を取得し、住宅を建築するためです。
議長	ありがとうございます。 では、紹介委員の〇〇委員お願いします。
〇〇委員	はい。概要は事務局からの説明の通りです。 譲り受け人は〇〇（海外）にお住まいで、新築する住宅は、〇〇さんが帰国後の生活の拠点にするためのものです。 資金調達の根拠資料として、日本の残高証明に相当する米国の資料が提出され、口座合計残高は約〇〇万円相当であり、資産として問題ありません。仮登記もされており、建設の確実性が確認できます。転用面積〇〇平米は〇〇平米以内に収まり、建ぺい率は 38 パーセントで、規制の 22 パーセント以上を満たしています。工期は許可日から〇〇以内と事業計画書に記載されています。
議長	何か質問はありますか？

問題ないと思われる方は挙手をお願いします。これに許可をいたします。

続きまして、議案第２号、農地法第３条の規定による許可について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案番号１番、〇〇氏への所有権移転の件です。
所在は尾鷲市大〇〇、〇〇番〇〇他〇〇筆（〇〇、合計〇〇平米）です。譲り受け人は〇〇氏（尾鷲市〇〇在住）、申請理由はみかん、さくらんぼ、きゅうりの栽培をするためです。〇〇氏には現在所有農地はありませんが、取得した農地をご夫婦で耕作し、収穫物はお孫さんに食べてもらおうと考えています。

続いて、議案番号２番、〇〇氏への所有権移転の件です。
所在は尾鷲市〇〇、〇〇番〇〇他〇〇筆（〇〇、合計〇〇平米）です。譲り受け人は〇〇氏（〇〇町在住）、申請理由は大根やほうれん草の栽培をするためです。〇〇氏は既に他の畑を所有しており、農地取得後は母親である〇〇氏と共に農作業に従事します。実家から農地まで 200 メートル（約１分）であり、地域との協力体制についても問題ありません。

議長

何か質問はありませんか。
なければ採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

これにて許可いたします。
続きまして、議案第３号、非農地証明願いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

所在は尾鷲市〇〇町、〇〇番〇〇（〇〇、〇〇平米）です。申請理由は、昭和〇〇年〇〇月〇〇日に建物を建築し、以降その敷地として利用しているためです。昭和〇〇年は〇〇年、約〇〇年前にあたり、20 年以上の経過が確認できます。登記簿上は農地ですが、現状は宅地として利用されており、農地としては利用できないと考えられます。

議長	何か質問はありませんか。 なければ採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） これにて許可いたします。
事務局	続きまして、議案第４号、農地中間管理事業による賃借権の設定について、事務局から説明をお願いします。 所在は尾鷲市〇〇町〇〇番〇〇他〇〇筆（〇〇）です。 権利設定を受ける者（借受者）は〇〇です。 賃借権の存続期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの 10 年間（更新）です。賃借料は〇〇円と設定されています。〇〇は既に 10 年前からこの農地を借りており、今回はその 10 年契約の更新です。〇〇は農地所有適格法人であり、農業に必要な農器具が全て揃い、業務執行役員が年間 250 日以上農業に従事するなど、安定した営農状況が確認されています。本件、農地中間管理事業は農業委員会に対し意見を聞かなければならないと定められていますが、特段意見がなければ承認となります。
議長	その他何かありますか。 なければ採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	宣伝をさせていただきます。馬越屋とその隣接施設を利用し、毎月第２土曜日に「いちにちいち」というイベントを開催しています。目的は、地元産物の地域内流通、産物の PR、そして中井町の賑わい作りです。朝は向地区含む約６軒の農家による直売、昼夜は委員の三鬼氏を中心とした輪内フェアが開催されています。
議長	他にないようでしたら以上で定例農業委員会を終わります。ありがと

うございました。

議事録署名委員

議事録署名委員